

第5章 計画の総合的な推進



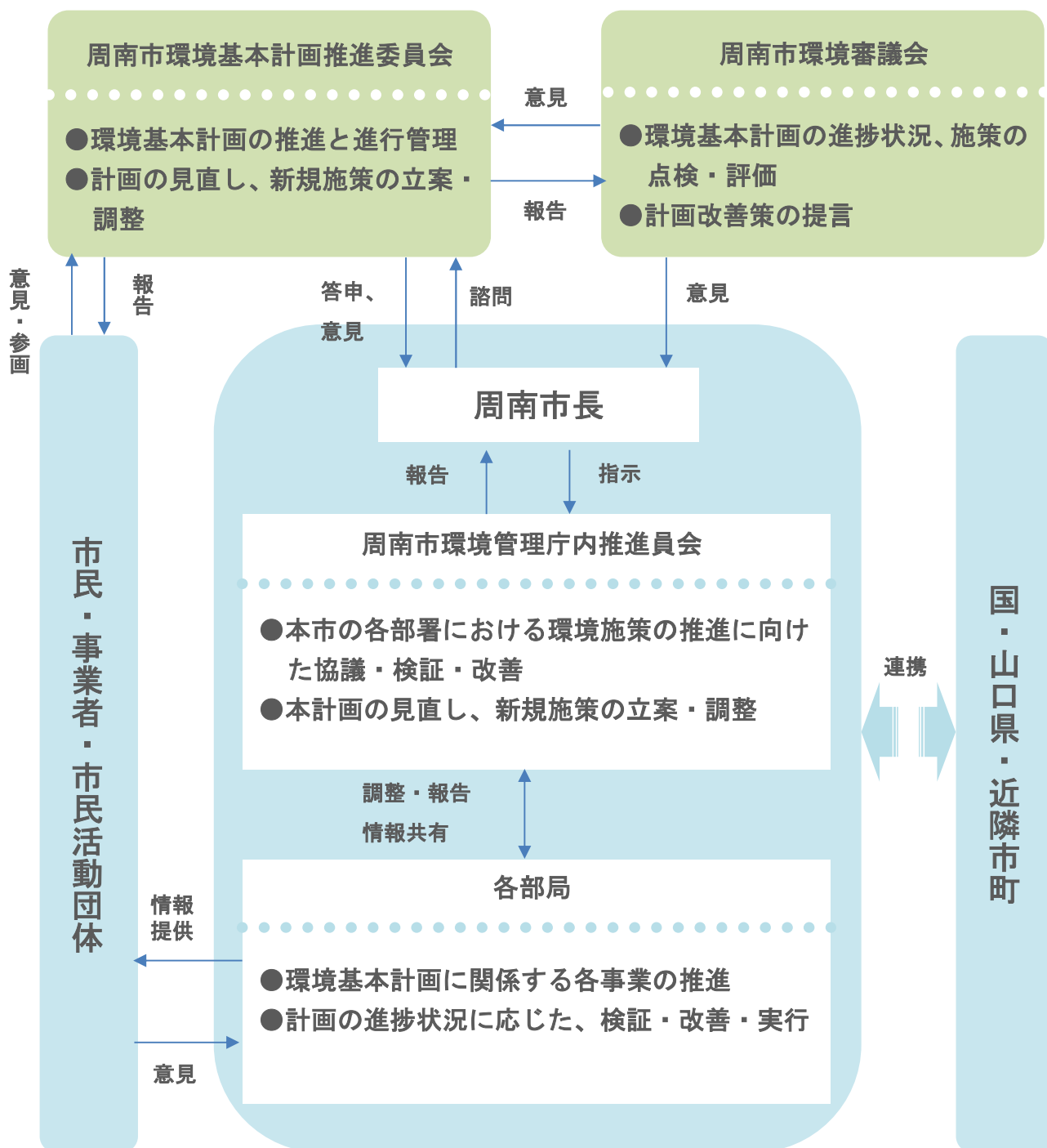
上空から市街地を望む

第5章 計画の総合的な推進

第1節 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

本計画の推進体制を下図のように整備し、それぞれの主体や組織の積極的かつ円滑な取組が継続するように組織間の連携や協力を図ります。



2. 市民・事業者・市民団体・行政の連携

環境問題の解決や本市が掲げる環境像を実現するためには、市民・事業者・市民団体・行政の社会経済活動の担い手である各主体が、それぞれの役割や責任を自覚し、協力しながら、本計画に掲げる施策をはじめとする環境保全の様々な施策に取り組む行動力が求められます。

そのため、市民・事業者・市民団体・行政がそれぞれ担う役割を自ら考え、認識し、お互いの力を合わせる意識が大切です。

環境保全活動に終わりはありません。先人から受け継いだ豊かな自然や快適な環境を次世代に引き渡すためにも、私たち一人ひとりができることから取り組み、連携し、大きな力を生み出すことで、持続可能な環境保全社会である本市の目指す環境像「豊かな自然をはぐくみ未来へはばたくまち周南」の実現が図られます。

3. 各主体の役割

主体	主な役割
市民	市民は、自らが生活排水による水質汚濁や過度のマイカー利用による交通公害の発生、電気・燃料消費による温室効果ガスの排出、資源の浪費によるごみの大量廃棄など、環境への負荷の発生源者であることを自覚し、日常生活における環境配慮や自然環境の適正な保全に努め、市の施策に協力することや地域での環境保全活動への参加が求められます。 取組の例【公共交通機関の利用】 【ごみの分別による廃棄物減量】
事業者	事業者は、現在の「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」型の社会構造の脆弱性を認識し、事業活動に伴って生じる公害の防止や環境負荷の低減に努め、自然環境を適正に保全することが求められます。 このため、従業員への環境教育や環境配慮型の技術開発、また、行政や地域における環境保全活動へ積極的な参加が必要です。 取組の例【ゼロエミッション活動】 【ノーマイカー運動への参加】
市民活動団体	市民や事業者の皆さんで組織され、環境美化活動やリサイクル活動を実施される市民活動団体は、規制の枠に捉われない独自の活動が可能です。そのため、地域に即した問題解決に向けて組織力の高い取組が求められます。 取組の例【希少野生生物の保護活動】 【資源回収活動】
行政	本市の役割と責任は、本計画の実現に向けた環境保全全般に関する施策を総合的かつ計画的に推進することです。 そのための施策として、各主体が円滑に環境保全活動を実施できる制度設計や環境情報の提供、また、環境教育の支援などの環境保全の基盤づくりを推進します。 取組の例【環境関連産業の創出】 【一般廃棄物処理システムの適正化】

第2節 計画の進行管理

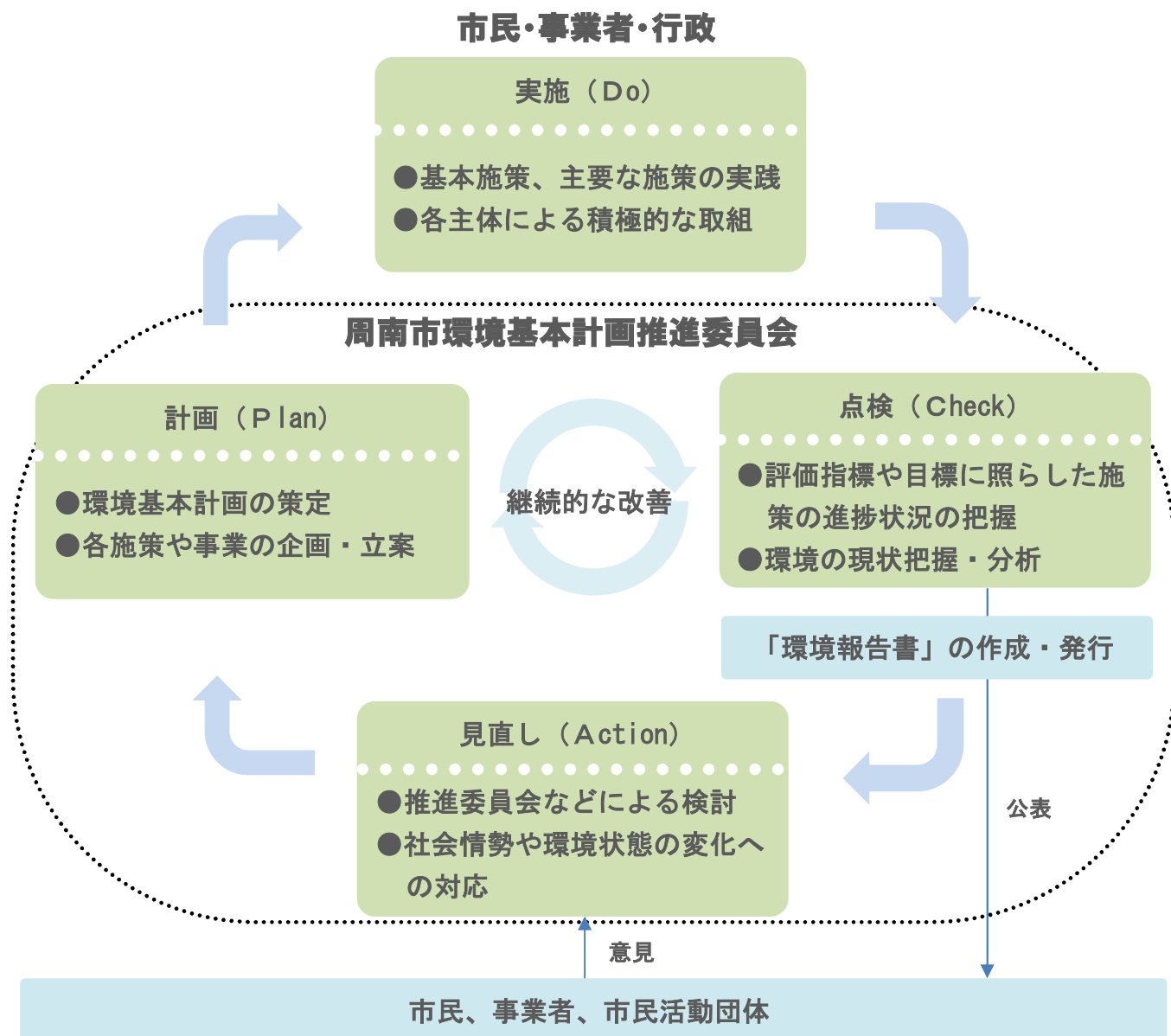
1. 適切な進行管理の考え方

本計画に掲げる主要な施策や実施事業を総合的かつ計画的に推進していくため、施策の課題や環境の状態把握はもちろん、計画の適切な進行管理が必要です。

そのため、本計画の進捗状況や成果、また改善点などを継続的に協議・検討する「周南市環境基本計画推進委員会」において逐次、計画推進の点検や見直しをすることとしています。

さらに、本市の環境保全の現状や計画の進捗状況を毎年度「環境報告書」にまとめ、冊子の発行や市ホームページなどを通じ、市民への周知を図ります。

2. 進行管理のマネジメント



コラム 9

『特定外来生物』

特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

平成 30(2018)年 4 月 1 日現在、148 種類（哺乳類 25 種類、鳥類 7 種類、爬虫類 21 種類、両生類 15 種類、魚類 26 種類、昆虫類 21 種類、甲殻類 5 種類、クモ・サソリ類 7 種類、軟体動物等 5 種類、植物 16 種類）が指定されています。



外来生物法の目的（環境省ホームページ）



アライグマ



オオクチバス



ヒアリ



セアカゴケグモ

(写真：環境省提供)

『ESD』

ESDは Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。

（ESDの実施に必要な二つの観点）

- 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

そのため、環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要です。

（ESDの目標）

- 全ての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
- 持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
- 環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと



（出典：文部科学省 ホームページ）